

一般廃棄物収集運搬業許可の取り扱いについて

砥部町長 佐川 秀紀



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業（し尿に係るものを除く。以下同じ。）の許可について、令和 4 年 4 月 1 日から以下のとおり取り扱うことといたしますので、周知いたします。

1. 方針を策定する趣旨及び目的

(1) 方針策定の趣旨

本町のごみ処理計画量は、近年約 6,300t 前後で横ばい傾向にありますが、将来的には減少していく計画となっております。その一方で、一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力は余力があり、計画量に対して飽和状態となっております。

町には、一般廃棄物の処理を行う責任があり、その業務を補完する役割として、一般廃棄物収集運搬業を許可していますが、一般廃棄物収集運搬業者（し尿に係るものを除く。以下同じ。）が増加し、競争が激化した場合、経営基盤の弱体化を招き、安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなることが懸念されます。

このため、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限することにより、本町のごみ発生量に合った適正な業者数への移行を図るものです。

なお、市町村以外の者により一般廃棄物の処理が行われる場合の考え方として、環境省通知（平成 26 年 10 月 8 日環廃対発第 1410081 号）では、「一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である」と示されていることも踏まえ、以下（2）のとおり運用を行います。

(2) 具体的対応

令和 4 年度以降における、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は原則として行いません。ただし、町長が、一般廃棄物収集運搬業の需給の均衡による影響等を考慮して、必要と認める場合（本町委託業者及び本町が許可した一般廃棄物収集運搬業者等のみでは、砥部町一般廃棄物処理基本計画を適正に履行できない等の事情により、一般廃棄物収集運搬業の新規許可が必要な場合等）に限り新規許可を行います。

※令和 4 年 3 月 31 日時点で、砥部町一般廃棄物収集運搬業の許可を有している場合、又は更新申請中の場合は従前のとおりであり、手続き等に変更点はありません。

2. 方針策定の根拠となる法令等

法第 7 条第 5 項

環境省通知（平成 26 年 10 月 8 日環廃対第 1410081 号）